

令和6年度第1回広島市行政不服審査会及び第1回広島市行政不服審査会合議体会議の開催について（お知らせ）

1 広島市行政不服審査会の概要

広島市行政不服審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき設置された市長の附属機関であり、審査請求について市長の諮問に応じて調査審議します。

2 開催日時

令和6年4月15日（月）午前10時から

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

4 議事内容

- (1) 広島市行政不服審査会（公開）
会長の決定、職務代理者の指名など
- (2) 広島市行政不服審査会合議体会議（非公開）
審査請求事件の調査審議

5 非公開の理由

個人情報に関する事項を取り扱うため。

6 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

- (1) 傍聴者の定員 10人
- (2) 受付
午前9時30分から午前9時55分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。
- (3) 傍聴者の遵守事項
会場に傍聴者の遵守事項を掲示しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

7 お問い合わせ

企画総務局法務課内部統制係

電話：（082）504-2170

FAX：（082）504-2046

E-mail：houmu@city.hiroshima.lg.jp.